

経営者の方にお渡し下さい

社労士とは何だ！

発行：國本豊社会保険労務士事務所



処分決定前の自宅謹慎期間を無給扱いにできるか？

重要情報を他社へ漏洩！

ある会社の社員が会社の重要情報を他社へ漏らしてしまい、処分決定まで自宅謹慎するように会社から命じられました。1週間の謹慎後、減給処分となりましたが、会社は「謹慎中は無給」と言い渡しました。就業規則には謹慎に関する規定は特になく、社員は納得できない様子です。

規定がなくても謹慎処分に付すことは可能

社員の行為が就業規則で定めた懲戒事由に該当する場合、会社は処分内容を決定します。処分決定をする前の段階として「自宅謹慎」や「自宅待機」を命じることがありますが、就業規則にこれらの扱いに関する規定がない場合、そのような謹慎・待機命令を下せるのかという問題が生じます。

大企業に比べ中小企業では、就業規則に謹慎に関する扱いを明記していないところが多いかもしれません。結論から言うと、そのような規定がなくても、処分決定前の自宅謹慎を命じることは、会社の指揮命令権の一環である業務命令として可能です。

会社の業務命令として自宅謹慎を命じた場合、社員が「働きたい」と言っても会社はこれを拒否することができます。会社には社員の行為が懲戒事由に当たるのか調査する必要があり、職場秩序を維持するためであれば当該社員に自宅謹慎を命じることもやむを得ないと認められるためです。

「謹慎」の付与名目によって異なる賃金支払義務

処分決定前に自宅謹慎を命じる場合の扱いをめぐる裁判には、「懲戒処分ではなくても、会社側に職場秩序維持の理由などがある場合」に謹慎を命じることができるとしたものの、このような場合の自宅謹慎は当面の職場秩序維持の観点からとられる一種の職務命令であることから、使用者には謹慎期間中の賃金の支払義務があると判断したものがあります(日通名古屋製鉄作業事件・平成3年7月22日名古屋地裁判決)。

他方、謹慎命令が、懲戒規定に基づいた「処分」として出されたものならば、謹慎期間中は無給でもよいとされています。例えば、調査のために1週間休むように命じた後、懲戒処分として再び1週間休むように命じた場合、後者の期間は無給となります。

しかし、処分対象の社員に会社内で強い権限があれば、安易に証拠をもみ消すことができるおそれもあります。前述の名古屋地裁判決は、このような場合には「不正行為の再発、証拠隠滅のおそれなどの緊急かつ合理的な理由」があるとして、例外的に処分決定前の謹慎でも無給にできると判断しています。ただし、この要件は厳格で、該当するケースはかなり限られます。

この問題に関するポイントは？

1. 規定がなくても、会社は業務命令として自宅謹慎を命じることができる。
2. 自宅謹慎が懲戒処分として会社が命じたものである場合は、当該期間は無給でよい。

パート・契約社員等の正社員化の動きが広がる？

改正パート労働法が施行

非正規雇用労働者が働く人の3人に1人を占めるまでに拡大しているなか、4月1日から改正パート労働法が施行されました。同法では、パート労働者の通常の労働者（正社員）への転換を推進するための措置を講ずるように事業主に義務付けています。

厚生労働省が発表した「労働経済動向調査」（2月）の結果によれば、過去1年間に正社員以外から正社員に登用した実績のある事業所の割合は41%となっており、特に製造業、飲食店、宿泊業、サービス業などでその割合が高くなっています。今後の方針については、64%の企業が「正社員に登用していきたい」としています。

改正法の施行を機に、非正社員を正社員化する動きはますます広がっていきそうです。

パート・契約社員を正社員に

東京都に本社を持つ日用雑貨販売大手の株式会社ロフトでは、パート社員・契約社員のうち、今後、希望する者を正社員としていくそうです。同社が雇用しているスタッフは約3,300人利用で、そのうち正社員は約400人。1年契約の社員は280人、半年契約の社員は2,650人で、そのうちの2,350人が正社員になることを希望しているそうです。

なお、新規採用者については、6カ月間の見習い期間を経て、正社員か有期雇用かの選択を行います。

ちなみに、正社員化に伴う同社の総額人件費は、約1割程度増加する見込みだそうです。

助成金の利用もいいかもしれません

- ・パートタイマーや契約社員等期間を定めて雇用する従業員を、
 - ・新たに正社員として転換する制度を就業規則に定めて、
 - ・実際に正社員に転換させた場合、
- 35万円が支給される制度もあります。他にも要件がありますが、もし正社員への転換を検討している方は、利用してみたいはいかがでしょうか？

『年金記録問題』『ねんきん特別便』をめぐる状況

全受給者・加入者9,500万人に発送開始

4月2日から、記録漏れの可能性が高い人以外の全受給者・加入者計9,500万人に向けて「ねんきん特別便」の発送が始まりました。6月以降には事業所経由での送付も予定されています。社会保険庁でも、社会保険事務所における休日の相談日を増やすなどして、相談体制を強化する方針を明らかにしています。

民主党が「ヒント付き特別便」の独自法案提出へ

しかし、社会保険庁の発表によれば、これまでに「特別便」を送付した受給者の約4割に相当する約90万人が未回答であり、回答した約141万人のうち約103万人は「訂正なし」

と答えていますが、実際には記録漏れの事例が相当数あるそうです(3月18日現在)。「特別便」を受け取っても、「具体的な情報が載っていないのでわかりにくい」「昔のことで思い出せない」という人が多いようです。

民主党では、「特別便」が届いても記録漏れに気付かないとみられる人(3月末までに特別便が届いた記録漏れの可能性が高い年金受給者・現役加入者のうち記録を訂正した人を除く)を対象に、記録漏れがあるとみられる記録やヒントを同封して「特別便」を再送する独自の法案(ねんきん特別便緊急支援法案)を今国会に提出する方針を示しています。

物証があれば社会保険事務所でも審査

またこれまで、自分の記録に誤り等があると思う人は、「年金記録確認第三者委員会」に申し出る必要がありましたが、家計簿や確定申告書のコピーなど、保険料を納付していた物的証拠があることで判断しやすい案件については、社会保険事務所に申し出て年金支給の是非を審査してもらえるようになりました。

審査が進まない「年金記録確認第三者委員会」の審査を省略して記録回復のペースを上げるのがねらいだそうです。

私の本棚より～今月は「適者生存」です



今月は、日本プロ野球、メジャーリーグで活躍した長谷川滋利さんがメジャーリーグ在籍時代に書いた「適者生存」です。この本の中で長谷川氏は、

「アメリカ生活、アメリカンベースボールで一番大事だと思ったことは、いかにその事態(生活、ベースボール)に適応し生きていくがということ」

と書いています。これは、経営においても生活においても同じことが言えると思います。

時々刻々と世界は動いています。それにより、お客さんの求めるニーズも変わってきます。その変化にいかに適応し、結果、求められる商品、サービスを提供した会社が今生き残っている会社(組織)だと思います(もちろん長年一つのものを追及し続けている会社もありますが)。

野球選手の書いた本ですが、野球に関することだけでなく、自己啓発的な意味でも参考になると思います。私が読んだのは、今から5年くらい前ですが、久々に読み返そうと思います。



所長の一言

実務をするうえで、法律上、「これは理不尽じゃろー」ということもいくつかあり、そこを何とか変えたいと私は常々考えていました。しかし私のような一社労士にはどうすることもできません。そんな中、先月偶然にも開業社労士唯一の国家議員の方と知り合いました。このときに社交辞令とはいえ、「仕事上困ったことがあったら、何でも言ってきて下さい」との言葉をいただき、早速日頃疑問に思った点を思い切ってメールしました。すると、秘書の方から「今 省に資料要求を出している」との連絡をいただきました。正直私の提案を取り上げてくれるとは考えもしていなかったので、本当に驚きました。最終結果はいつ判明するかは分かりませんが、気長に待ちたいと思います。

先方にとっては10万分の1くらいの非常に小さな出会いでしょうが、私にとってはすごく大きなことです。全国の社労士から色々な相談が来るとのことなので、何でもかんでも聞くわけにはいきませんが、今後は積極的に相談しようと思います。頭の中で考えるだけでは、何も前に進みませんからね。

こんなときは、社労士國本豊にご相談下さい。

・ 就業規則の作成

(プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します)

その他

・ 労働社会保険の手続き・相談

(手続きだけでなく、社会保険料削減の相談にも応じております)

・ 事業主様の労災保険特別加入の相談

・ 雇用保険助成金の申請

(若者を採用する際の助成金、育児休業時の助成金、パートタイマー等の待遇を向上したときの助成金、新規創業時の助成金等あらゆる助成金の相談に応じております。)

・ 会社設立時の労働社会保険手続き

・ 求人募集手続き

・ 労働者の雇い止めの相談

・ 労働基準監督署の調査対応

・ 年金相談

等

社労士國本豊は、「優しく素早く正確に」をモットーに、「ヒト」の雇用に関するあらゆる相談に応じております。「伸びる会社の知恵袋」としてぜひご活用下さい。

くにもとゆたか 國本豊 社会保険労務士事務所

(山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号)

(山口商工会議所エキスパート登録)

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

ホームページ <http://k-sr.jp>

